

令和6年度

学校危機管理マニュアル



高知県立山田高等学校

はじめに

教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動 ～児童生徒の命を守るために～

高知県では、「自分の命は自分で守る力」の育成を、防災教育の目標に掲げています。

このことは、児童生徒はもとより、教職員自身も身に付けておくべき資質・能力です。

児童生徒の命を守るためには、教職員自らが安全でなければなりません。教職員自身が自らの安全を確保し、児童生徒への支援のできる態勢にあることが重要です。

教職員が自らの安全を確保するために必要な主な対策や行動を、下記にまとめています。こうした点を各自が意識し、日頃から実行しておきましょう。

このことが、ひいては、児童生徒の命を守ることに繋がります。



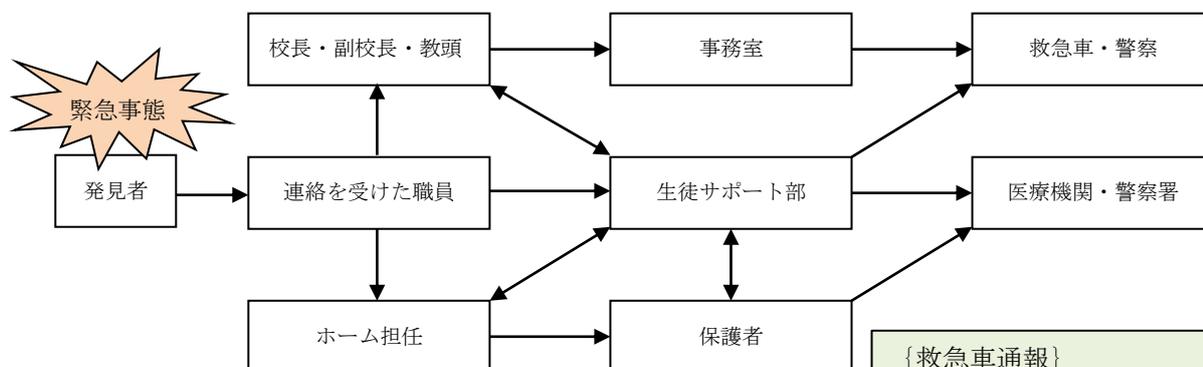
チェック	実行しておくべき対策や行動
【学校において】	
	学校や校区の災害想定を知っている。
	校舎内外の施設・設備の安全点検を、災害リスクの観点からも行っている。
	落下・転倒防止やガラス飛散防止等、必要な安全対策を講じている。
	特別教室（理科室・調理室・音楽室等）や体育館等、普通教室とは違う場所でのリスクを把握している。
	避難場所や避難経路の状況を把握し、安全点検をしている（危険箇所や障害物がないか）。
	学校内の AED や消火器の設置場所を知っている。
	地震発生時の児童生徒の行動が想像できる。
	配慮の必要な児童生徒への対応を想定している。
	地震が発生したときに、自身の身を守る行動がとれる。 ※「（ものが）落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せる
	自校の危機管理マニュアルに基づく対応を把握し、自分の役割を理解している。
	避難訓練の際には、自身の安全確保を図りつつ、児童生徒の避難指示や誘導を行っている。
	訓練後の検証で明らかになった課題は、速やかにマニュアルに反映している。
【自宅において】	
	居住地の災害想定を知っている。
	自宅の災害リスクに対する必要な安全対策を講じている。
	通勤経路の避難場所を知っている。



事故・事件に対する校内緊急連絡体制

1 緊急事態

校内における事故・事件による緊急対策を要するものとする。また、登下校時・学校主催の課外活動・部活動(休日の校外での活動も含む。)においても同様とする。



留意事項

(1) 事故・事件発見者、連絡を受けた職員の留意事項

- ① 慌てず、直ちにできる範囲での救急処置を施すと同時に、できるだけ単独行動せず、近くの職員室や保健室に連絡を取る。
- ② 事故・事件発生の時間、場所、発生状況、内容及び程度等を確認しておく。
- ③ 被災者を一人にしない。

(2) 救急車・警察への要請

原則として校長・教頭の指示による。但し、その場に居合わせた者が判断し、要請する場合もある。

(3) 医療機関への移送

- ① 該当教科担任、該当部活動顧問、該当ホーム担任、養護教諭等が付き添う。(状況により二人以上の者が付き添う。)
- ② 医療機関の決定は災害の内容、程度により決定するが、できるだけ保護者の希望に添うようにする。

(4) 家庭への連絡

- ① 原則としてホーム担任が行う。(場合により養護教諭、生徒サポート部担当教諭が行う。)
ア) 事故・事件の発生状況、程度及び経過の報告
イ) 受診希望機関の問い合わせ
- ② 受診等の付き添い者は、速やかに被災者の状況、経過、その他を報告する。
- ③ 医療機関での治療を必要とせず、学校で処置した場合でも、必要な場合はその状況を家庭に連絡する。

{救急車通報}

- ① 局番なしの119番へダイヤルする。
- ② 先方がでたら「救急車をお願いします」とはっきり。
- ③ 学校名(場所名)と所在地を告げる。
- ④ 傷病者の人数・性別・年齢。
- ⑤ 症状の簡単明瞭な報告。
- ⑥ 救急車が到着するまでのだいたいの予定時間、学校にしておいてほしいと希望することがあったら聴いておく。

【担架の置き場所】

体育館、生徒サポート部、保健室、ビジネス探究科職員室

* 学校医連絡先 佐野内科 TEL0887-53-3031

* 高知県救急医療情報センター TEL088-825-1299

2 緊急時教職員動員計画

<p>時期</p>				
<p>業務形態</p>	<p>防災本部設置</p>			
<p>服務形態</p>	<p>勤務時間内</p>	<p>勤務時間外</p>	<p>出張</p>	<p>備考</p>
<p>管理職 1校長 （市原 庸寛） 2副校長 （越野 正規） 3全日制教頭 （山崎 早智） 4定時制教頭 （前田 賀代） 5事務長 （大原 由記子）</p>	<p>即座に配備につき、学校防災本部を設置する。 （初期対応の緊急発令）</p>	<p>直ちに出勤し、配備につき学校防災本部を設置する。 （初期対応の緊急発令）</p>	<p>直ちに帰校し、配備につく。</p>	<p>情報収集及び事態把握に努める。</p>
<p>近距離通勤者</p>		<p>自宅及び家族の安全を確保した後、出勤する。</p>		
<p>遠距離通勤者</p>		<p>自宅及び家族の安全を確保した後、出勤し、配備につく。出勤が不可能な場合は、校長に連絡する。</p>	<p>直ちに帰校する。帰校できない場合は、待機をする。</p>	

3 地震

マグニチュード8.4前後の大きさで、震度5強から震度6強という揺れが約 100 秒程度続くと想定

＜基本＞ 一刻も早く逃げる（一人ひとりが生き延びること）

- ・揺れている間 まず、わが身の安全確保（特に、頭部を保護し低い姿勢をとる。出口を意識する）
- ・揺れがおさまる とにかく、避難場所に避難する
- ・避難場所 とにかく、落ち着かせ、安全が確認されるまで動かない。指示があるまで動かない
あらかじめ、授業の場所から最も早く安全に避難できる場所を特定しておく
- ・最終避難場所 本部からの指示により運動場に集合する

(1) 指揮命令者

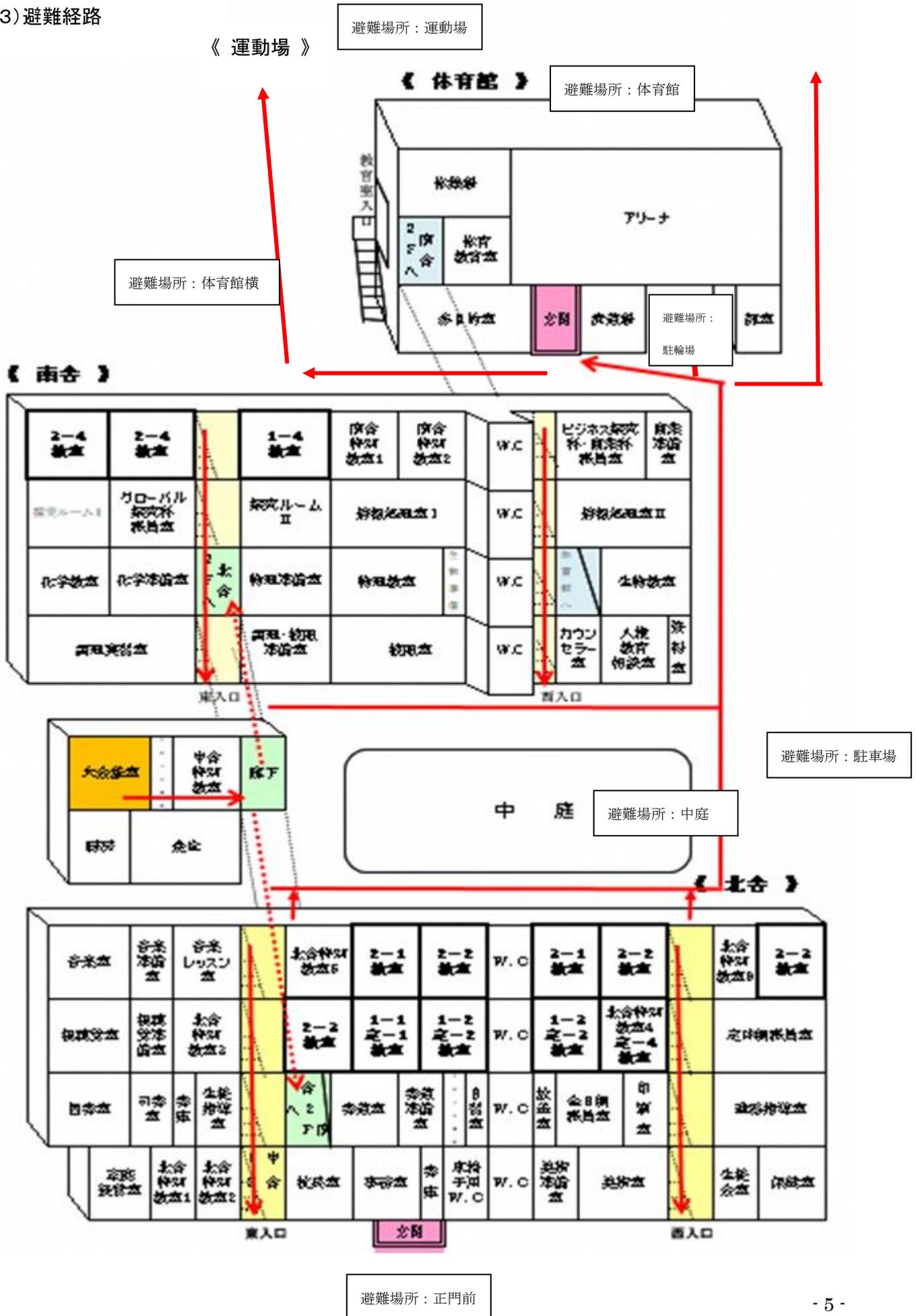
- 1 校長 〈市原 庸寛〉
- 2 副校長 〈越野 正規〉または教頭 〈山崎 早智〉 〈前田 賀代〉
- 3 事務長 〈大原 由記子〉
- 4 総務主任 〈谷川 麻紀〉
- 5 教務主任 〈廣瀬 敏行〉

(2) 組織体制

班長…◎

名称	担当	主な対応
総括本部 (体育館下 駐輪場)	本部長：市原庸寛校長 副部長：越野正規副校長 教頭（山崎早智 前田賀代） 事務長（大原 由記子）	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の把握と対応への指示 ・避難、救急の指示、救急係への連絡 ・関係機関への緊急連絡（救急車、消防車、保護者、県教委）
児童生徒等 対応班	【生徒サポート部】 矢野宏和教諭 ◎ 永田克久教諭 大崎雅重教諭(定) 授業担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所への避難指示 ・とにかく各自避難 ・生徒の安全確保 ・原則としてその場を離れない ・近くの教員に応援を頼む
避難誘導班	【総務部】 谷川麻紀教諭 ◎ 山本律子教諭 村田恵子教諭(定) 授業外担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ・とにかく各自避難 ・避難場所での状況把握 ・負傷者の救出と応急手当 ・初期消火ができれば行う
安否確認班	【研修企画部】 諫本寛延教諭 ◎ 尾崎召二郎教諭 近安良一教諭(定)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を安否確認班班長へ伝え、同班長は、本部に報告 ・被害児童生徒等の保護者への連絡（担任・副担任）
救出班	【教務部】 廣瀬敏行教諭 ◎ 西村祐也教諭 谷岡憲彰教諭(定)	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の捜索 ・校内の警備 等
救護対策班	竹之下実里養護教諭◎ 板垣真央教諭 餌取春香養護教諭(定)	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡 等
避難所支援班	【進路部】 駄場利彦教諭 ◎ 川口多喜美教諭 中平康夫教諭(定)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営

(3) 避難経路



(4) 休日・夜間(勤務時間外)の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1 配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	<u>震度5弱</u> の地震が 発生	管理職を含め、校長が指定する下記教職員を配備 〈永田克久〉〈川村季椰〉〈大西史子〉
第2 配備 学校等災害対策 本部設置	<u>震度5強</u> の地震が 発生	管理職を含め、校長が指定する教職員 (<u>5割以上</u>) を配備 【別紙記載】
	<u>南海トラフ地震臨 時情報(調査中)</u> が発表	同上
第3 配備 学校等災害対策本 部設置	<u>震度6以上</u> の地震 が発生	原則として <u>全ての教職員</u> を配備 *勤務校(先)への参集が不可能な場合は、最寄り の学校等へ
	<u>南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震 注意又は巨大地震 警戒)</u> が発表	同上

【教職員の参集方法】

職名	氏名	① 居住地	② 所要時間	③ 学校以外の参集場所
校長	市原庸寛			
副校長	越野正規			
教頭	山崎早智			
事務長	大原由記子			
教諭				
教諭				
養護教諭				

【別紙記載】

○年度初めに、全ての教職員の自宅（居住地）から勤務校まで徒歩または自転車で移動する場合の所要時間と、勤務校への参集ができない場合に参集する学校等を一覧化しておく（上記）

※災害発生後、1時間以内に参集可能な教職員【別紙記載】

※災害発生時、道路の寸断や津波の影響等で学校に参集できない場合に参集する場所（最寄りの学校等）を決めておく（地震発生直後の参集、教職員の安否確認にも有効）

(5)「南海トラフ地震臨時情報」発表時（半割れケース等）の対応について

①半割れケースの場合

臨時情報（東海地方で地震発生）が発表された時は、原則1週間の休校とする。

学校教育活動中 → 校長の判断により、警報が解除（24時間前後）されるまで、安全な場所*で待機

登下校中 → 生徒の判断により、警報が解除されるまで、安全な場所*で待機

夜間、休日 → 各家庭の判断により、警報が解除されるまで、安全な場所*で待機

*「安全な場所」とは、避難場所、学校、自宅など、安全が確保された場所

【生徒、教職員等の対応】

・臨時情報（半割れケース）が発表された時は、原則、生徒は1週間の休校とする。

・休校とした場合に生徒の安全確保の観点から、自宅待機のほか、避難所や学校での待機も可能とする。

・教職員等は、原則、学校へ出勤し、勤務する。

②一部割れ、ゆっくりすべりの場合

臨時情報（一部割れ、ゆっくりすべり）が発表された時は、避難場所や避難経路などを再確認し、通常の学校運営を行う。

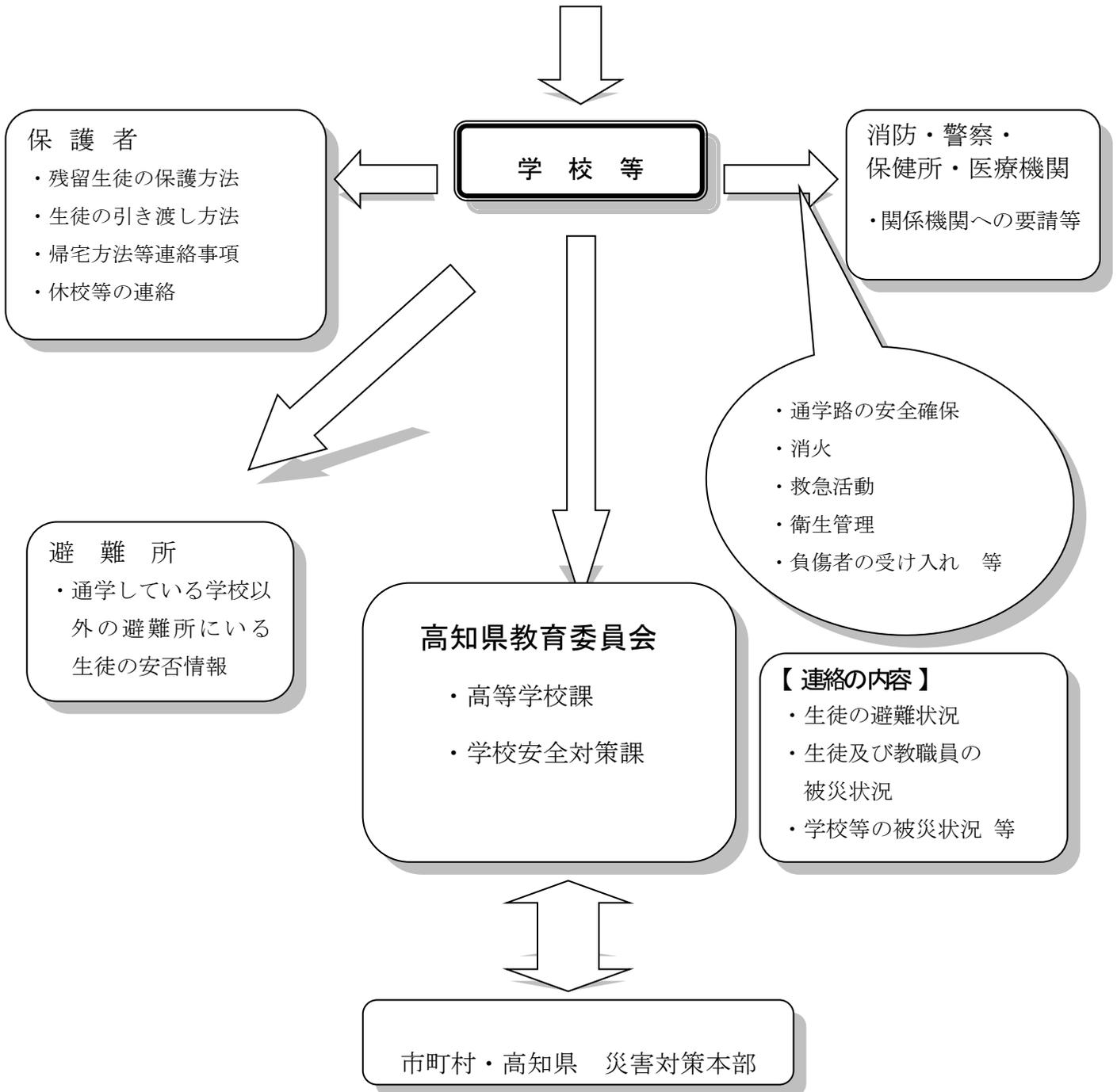
・地震が発生した場合に、被害の軽減や迅速な避難行動が行えるよう備え、注意しながら通常の学校運営を行う。

・登下校時は生徒自身が身の安全を守る行動をとることができるよう一層の注意喚起を行う。

(6) 連絡体制

①連絡体制フロー図

緊急地震速報受信
地震発生！



②防災関係機関連絡先一覧

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

関係機関

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
消防署	0887-53-4176	0887-53-5313	
警察署	0887-52-0110		
保健所	0887-53-3171	0887-52-4561	
佐野内科（校医）	0887-53-3031	0887-52-0889	
同仁病院	0887-53-3155		

市町村

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
首長部局	0887-53-3122	0887-53-5958	
防災担当課	0887-52-8008		
香北支所	0887-59-2311		
物部支所	0887-58-3111		
繁藤出張所	0887-57-9329		
公民館	0887-53-2214		
ふれあい交流センター	0887-53-2361		
教育委員会			
学校教育班	0887-53-1081		

③ 保護者への連絡体制

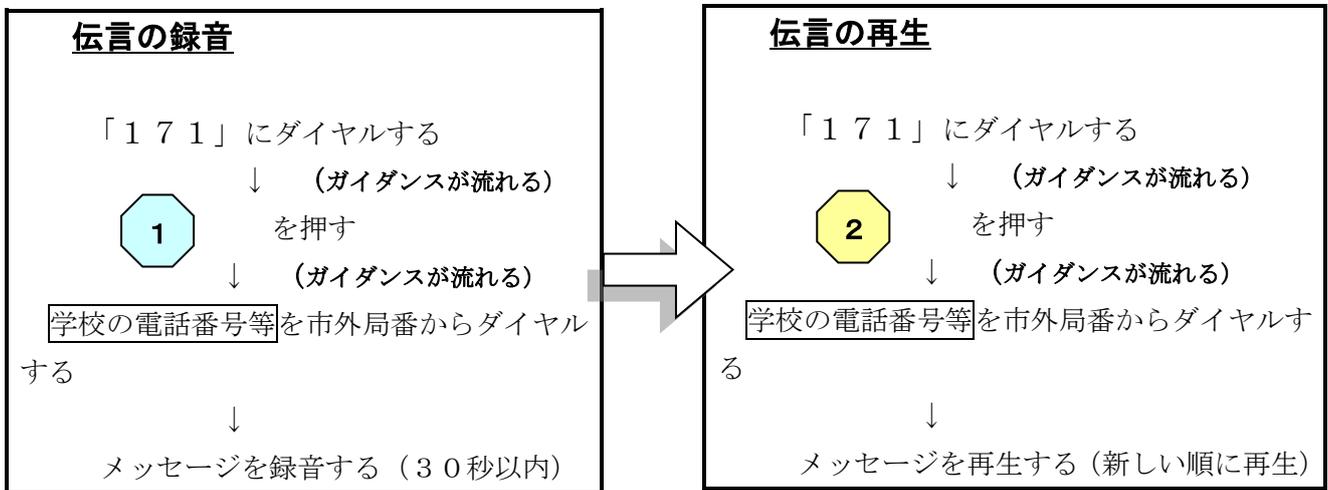
災害発生時には、電話の使用不能が予想されるため、生徒の安否確認や状況の連絡等について、次の連絡手段を活用して対応する。

- | | | |
|---------------------------------|----------------------|------------|
| ① 電話 | ② 学校家庭連絡システム（すぐーる 等） | ③ 学校ホームページ |
| ④ 災害伝言ダイヤル「171」（災害用伝言板「web171」） | | |
| ⑤ 徒歩や自転車による連絡 | ⑥ 校門付近に設置する掲示板 等 | |

<参考>

●災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）について【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】

災害用伝言ダイヤル「171」とは、災害発生時（震度6弱以上の地震など）にNTTが行う伝言ダイヤルサービスで、事前契約等は一切不要。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡等に活用できる。（災害用伝言ダイヤルサービスの開始は、テレビ・ラジオなどで通知される。）



* 災害時以外でも、体験利用日が設定されています。

【体験利用日】

- ・ 毎月1日、15日 ・ 正月三が日（1月1日～1月3日）
- ・ 防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

【提供条件】

- ・ 伝言録音時間：30秒 ・ 伝言保存時間：6時間 ・ 伝言蓄積数：10伝言

● 災害用伝言版「web171」（イナイ）について

インターネットを活用して、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービス

web171

災害用伝言板

【伝言の登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコンや携帯電話などから <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号をキーに伝言を「登録」。

【伝言の閲覧】 <https://www.web171.jp/> へアクセスし、電話番号及びパ

(7) 避難場所(一次避難場所)



正門前



中庭



駐車場



駐輪場



体育館(上、下)



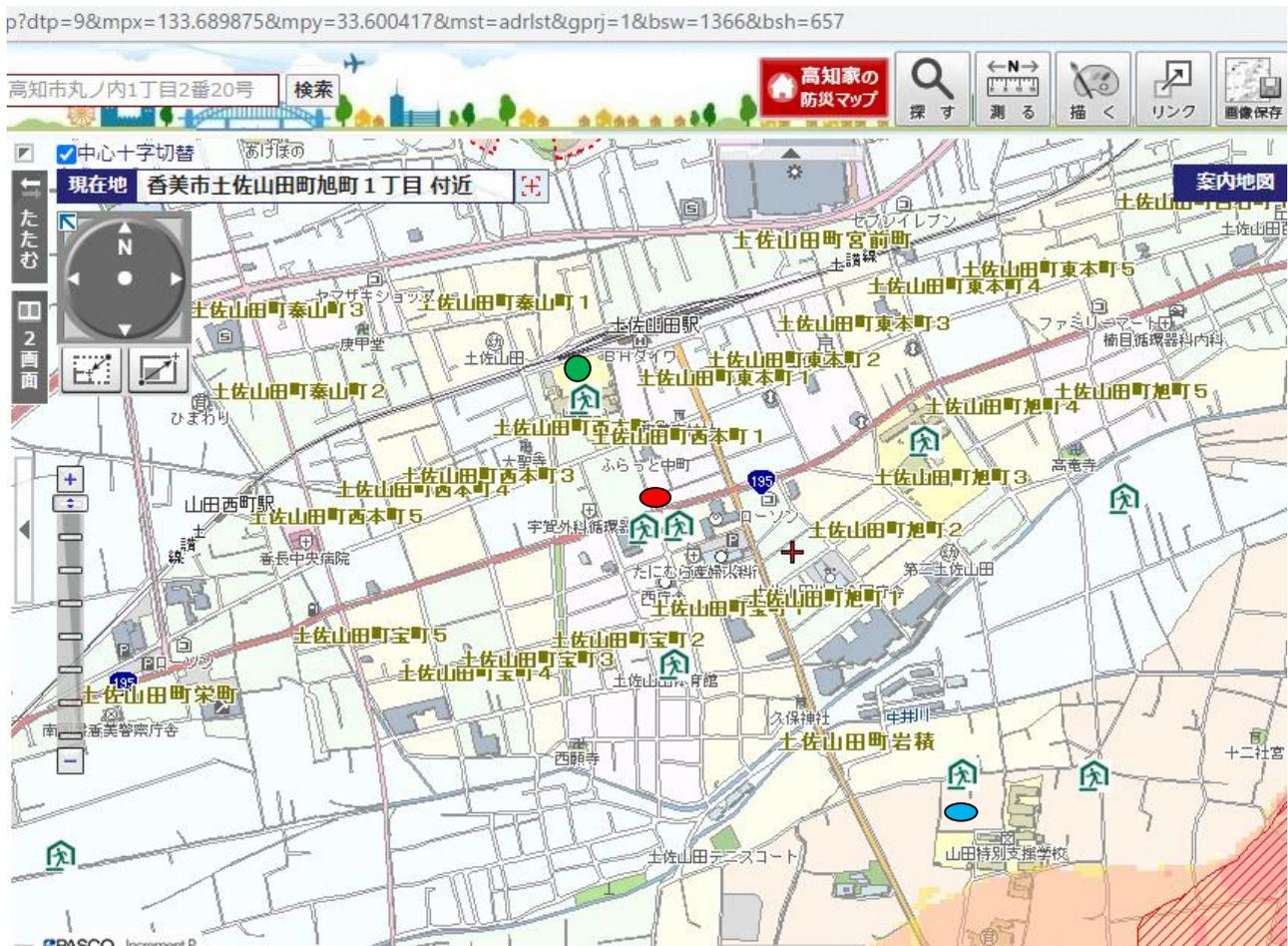
体育館横



運動場

(二次避難場所)

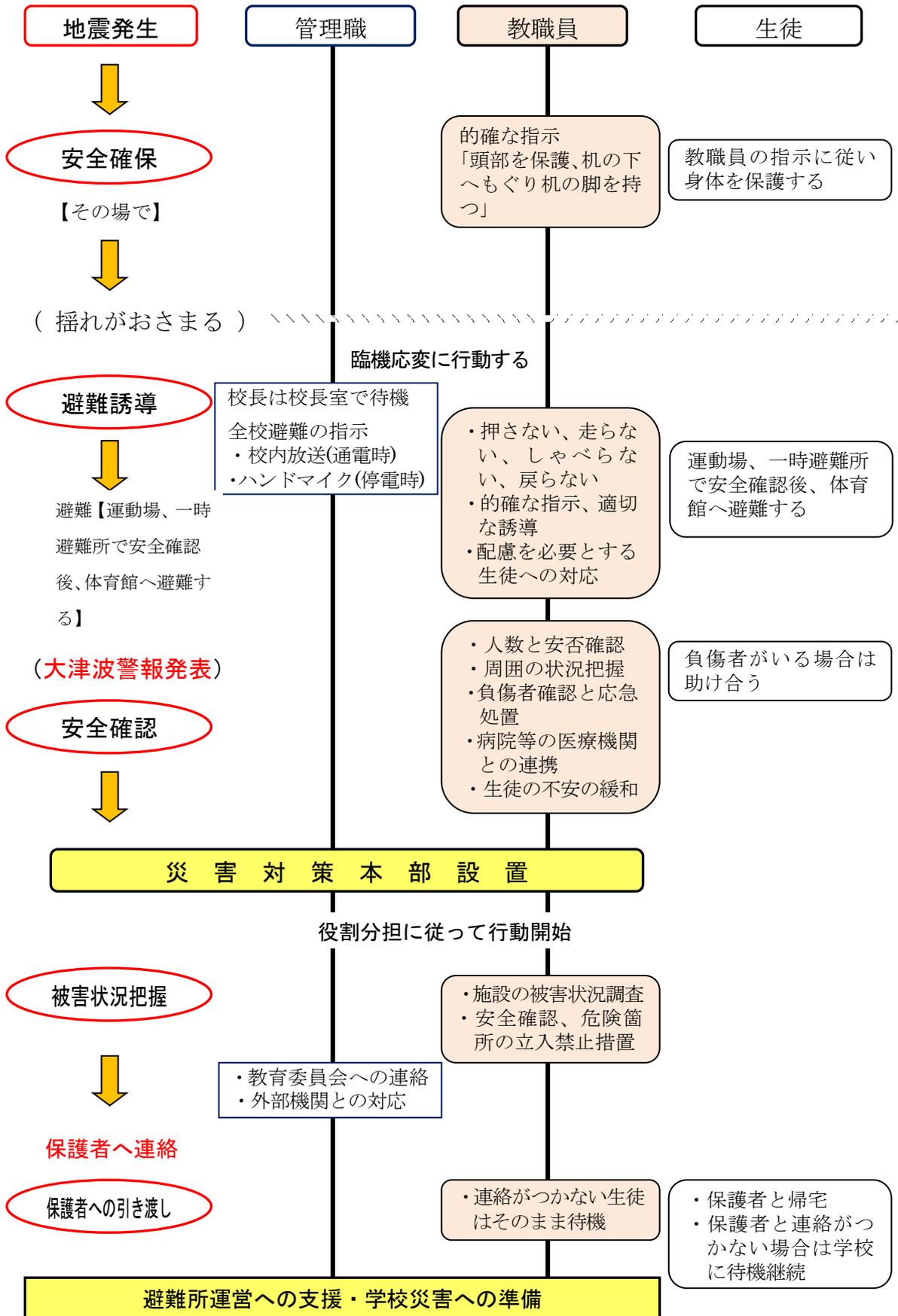
洪水・土砂災害ハザードマップ(高知県防災マップより)



- : 香美市中央公民館まで、約450m 徒歩で5分
- : 山田小学校まで 約550m 徒歩で7分
- : 土佐山田中央集会所まで 約700m 徒歩で8分

(8) 地震発生時の対応

① 在校中の対応



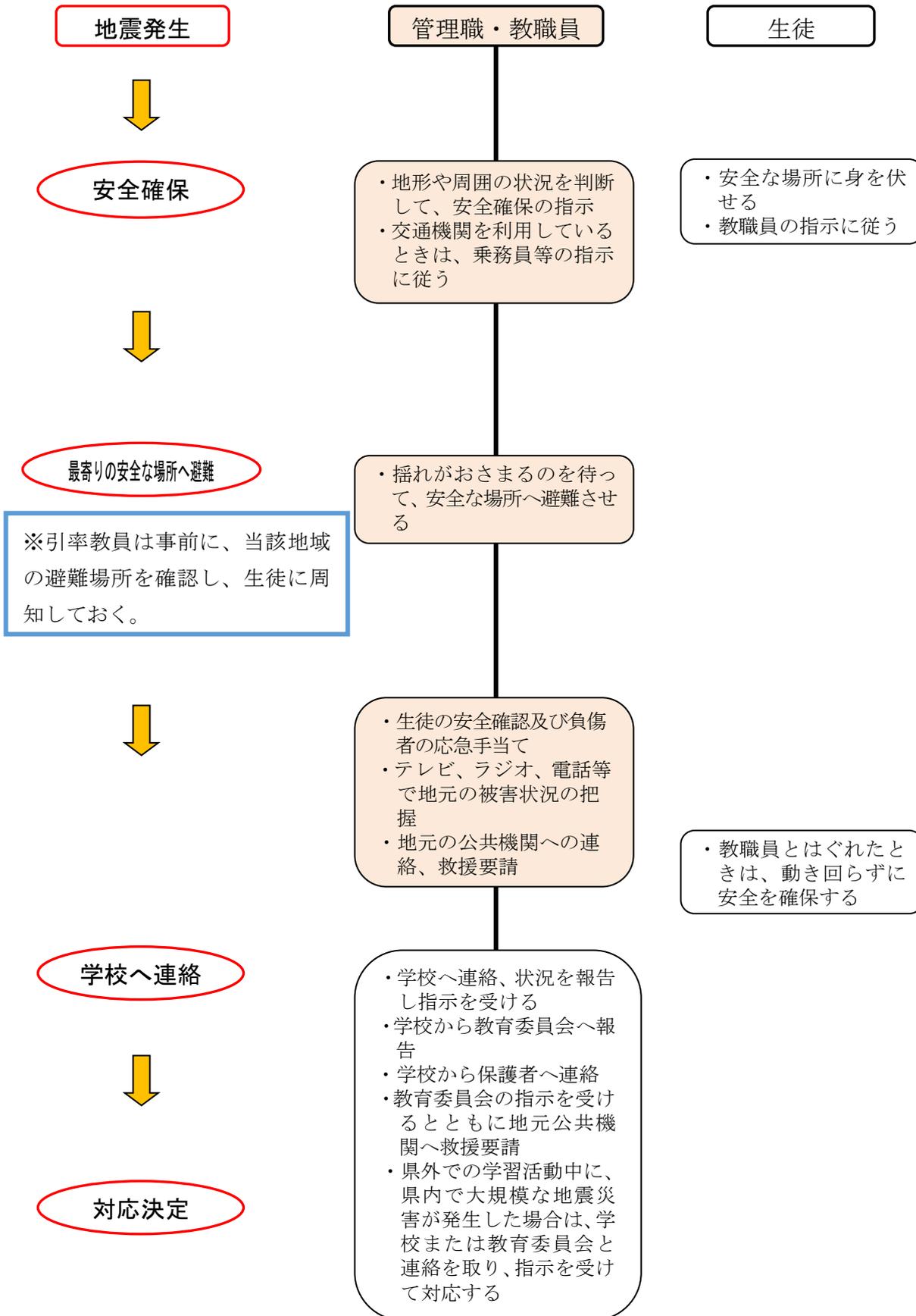
【安全確保の基本】

授業中の対応（対応の基本）		休み時間、放課後等の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の脚をしっかり持たせる。 ・冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。 ・近くにいる生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難口を確保する。 ・転倒、落下の恐れのあるものから生徒を遠ざける。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・本部の指示により避難を開始する。（状況によっては指示を待たずに避難開始） ・近くにいる教職員で協力して、生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属学年、担当ホームの生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所では、人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認ができる体制を速やかに整える。

【場所別の初期行動】

場 所	具 体 的 な 行 動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・実験・調理中であれば、危険物から離れる。 ＊実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン等
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。
プ ー ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下・階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
ト イ レ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
グラウンド 中 庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のあるものから離れる。体を低くする。

②学校外の諸活動中の対応



【教職員の対応】

教職員の対応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、素早く広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないようにする。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

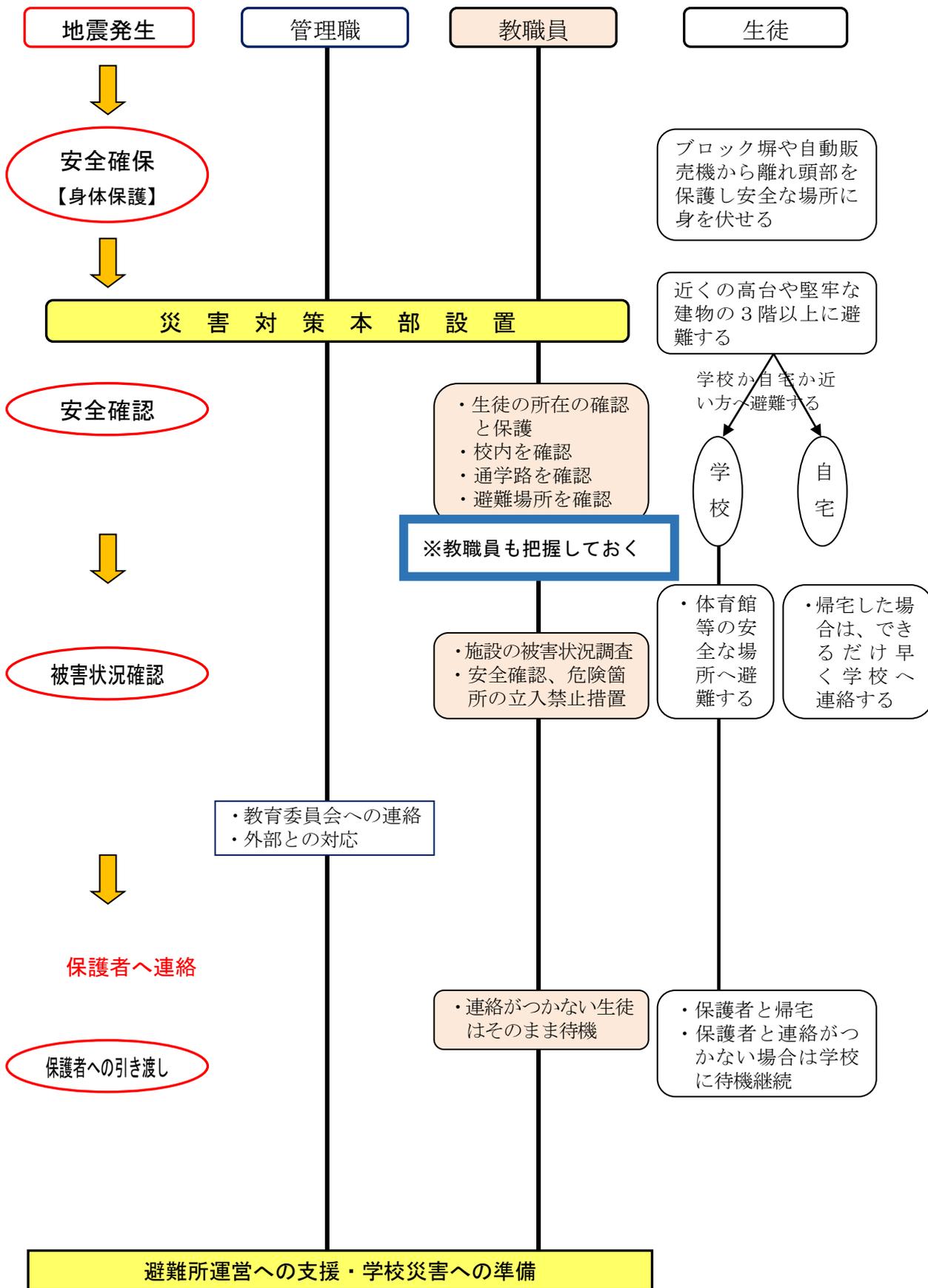
宿舎に滞在している場合においては、

- ・夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・火器使用中の場合は、火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

教職員の対応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・分担して、各部屋の生徒を掌握し、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎到着後、生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 ・避難開始前に、生徒の人数確認を確実に行う。

③ 登下校中の対応

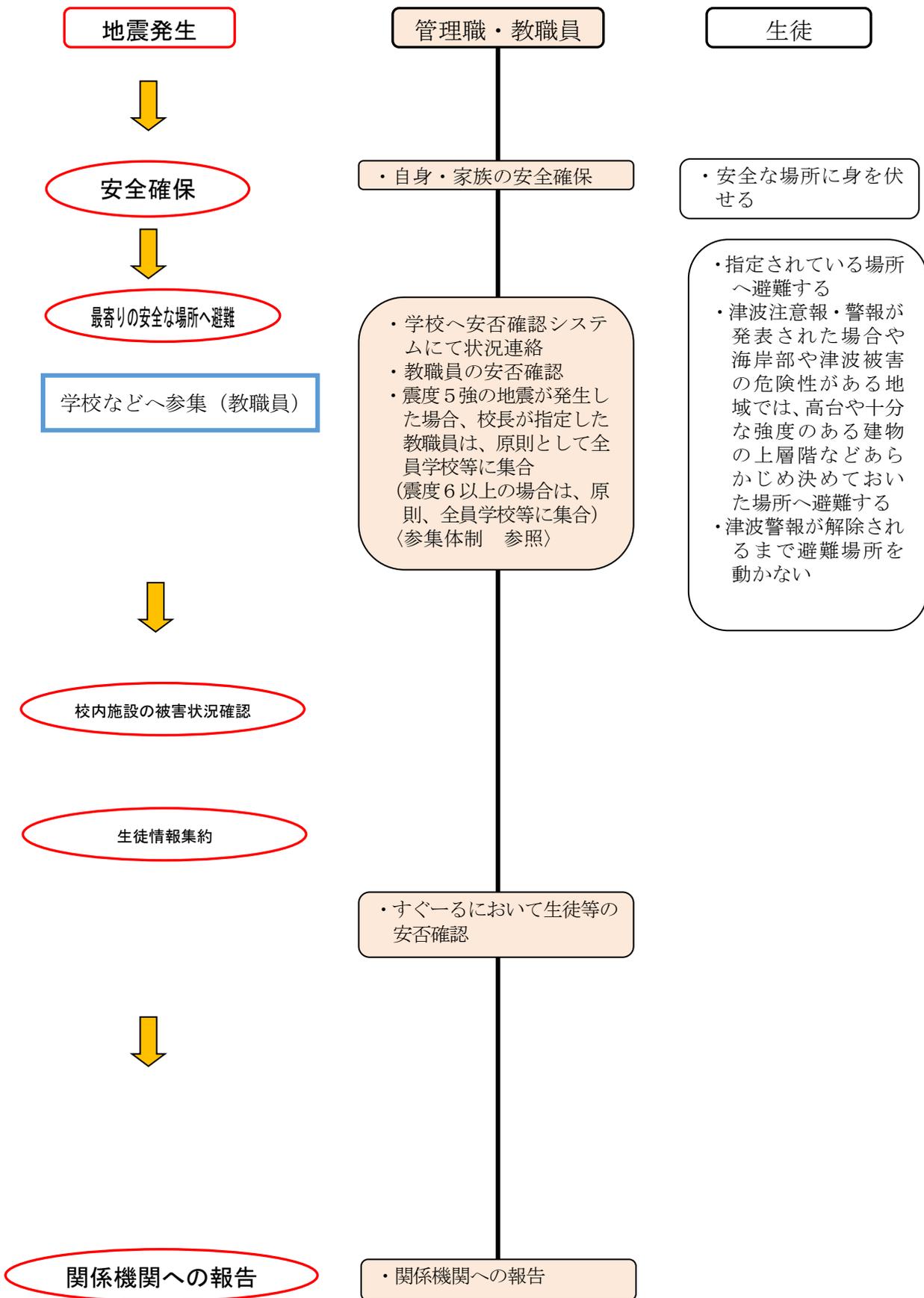


※ 生徒の地区別名簿 (別紙記載)

【安全確保の基本】

学 校 の 対 応	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の通学路について安全点検を行わせ、危険箇所の確認と万一の場合の避難場所を決めさせておく。 ・生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。 ・交通機関を利用する生徒には、交通機関が不通になった場合にどのように対処するか確認させておくとともに、災害が発生したときは、現場の指示に従うよう指導し、生徒の判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、生徒を学校で保護する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。 ・途中で避難している生徒や移動中の生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。 ・学校に避難してきた生徒への対応策を明確にしておく。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・無事に帰宅できたかどうか等、生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

④在宅中(休日・夜間)の対応



【安全確保の基本】

学 校 の 対 応	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に防災教育の一環として自宅からの地域の避難場所等について確認させ、危険箇所の確認と万一の場合の避難場所を決めさせておく。 ・生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。(すぐーるの活用)

(9) 安否確認

①安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する

安否確認実施基準（目安）	
在校中・校外学習中	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5以上の地震が発生した場合 ・津波警報、大津波警報が発令した場合 ・大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合) ・香美市内で突風、竜巻・雷による被害が発生した場合 ・通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ・学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ・その他、学区内に多数の被害同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

②安否確認の役割分担・方法

		役割分担	方法
在 校 中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	ホーム主任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		ホーム主任	保護者連絡先 (電話、すぐーる等)への連絡
		ホーム主任以外	地域を分担し、生徒へ連絡(電

		話、メール等)
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	ホーム主任 (兄弟姉妹が在籍する場合は、 最年長生徒のホーム担任)	保護者連絡先(電話、すぐー 等)への連絡

また、安否確認のため教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応を取ることに
より、二次災害の防止に努める。

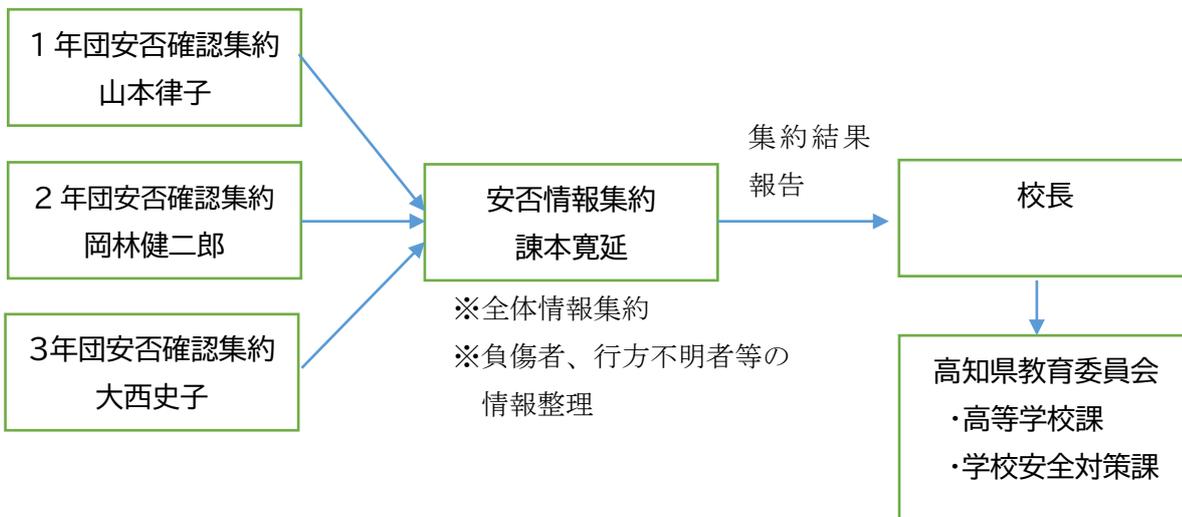
- 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、期間箇所を把握する。
- 原則として二人一組で行動し、単独行動は避ける。
- 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないように
する。

③安否確認時に収集する情報とその集約方法

安否確認の内容は、以下のとおりとする。

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	※負傷の有無
登下校中	※負傷の有無 ※自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	

安否確認により得られた情報は、下記のとおり集約、報告する。

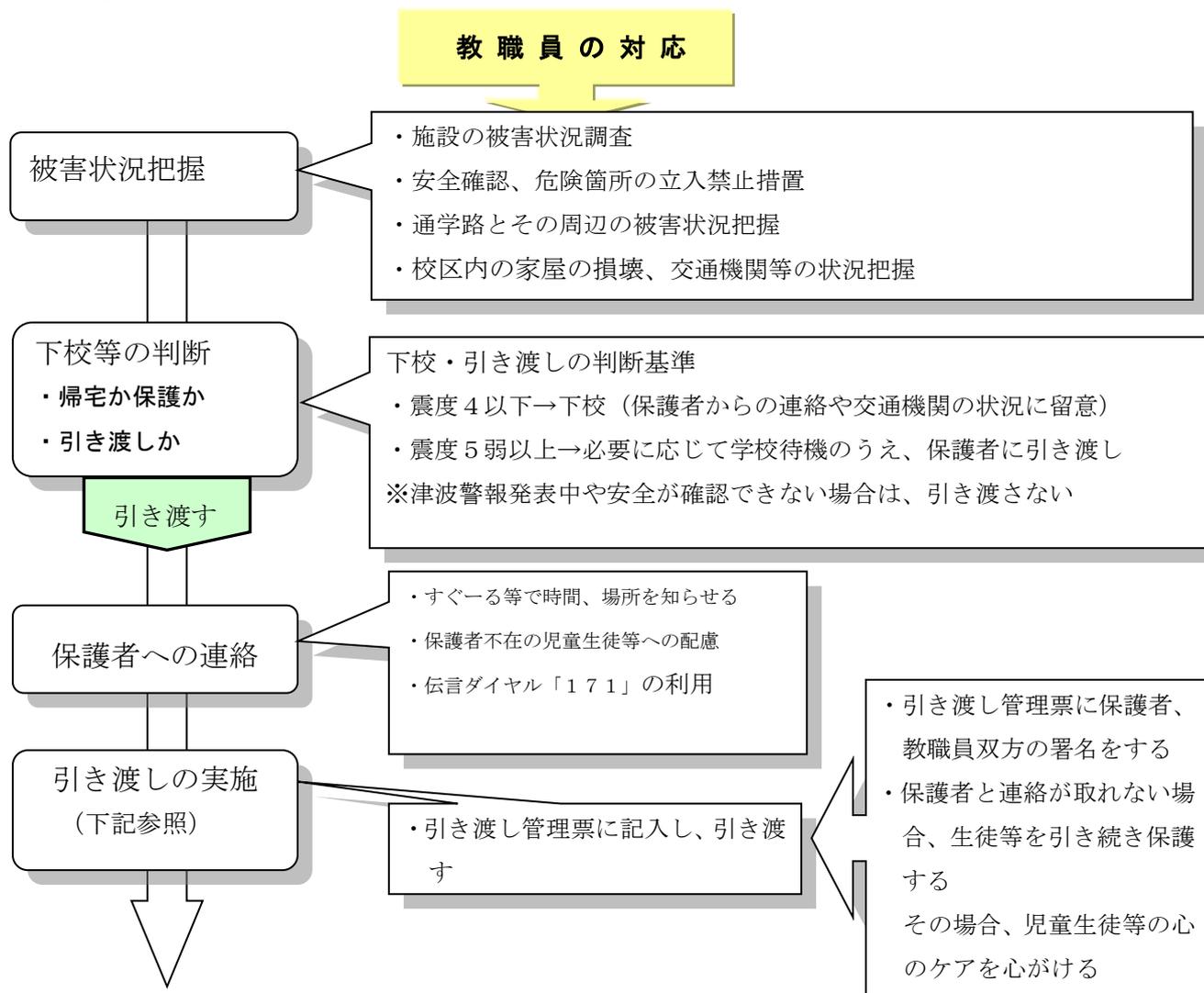


生徒安否確認様式

____年____H 記入担当()

No.	氏名	確認日時	確認方法	本人の安否 (けがの有無等)	家族の安否・ 自宅の被害	避難先、 連絡方法	備考
1							
2							
3							

(10) 保護者への引き渡し



引き渡しの手順

- (1) 生徒は、運動場に学年（ホーム）ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - ・ホーム担任に名前を告げて、引き渡し管理票で確認を受ける。
 - ・兄弟姉妹がいる場合は、低学年の生徒から引き取る。
 - ・生徒が負傷している場合は、養護教諭（本部）に直接確認して引き取り、ホーム担任に報告して下校する。
 - ・生徒が不明な場合は、本部にて指示を受ける。
- (3) 引き渡し後の滞在場所を必ず記載し、把握しておく。

生徒引き渡し管理票

年 H

No	生徒氏名	現状	引き渡し情報						担当	備考
			月日	時間	引き取り者	関係	避難予定場所	連絡先		
1										
2										
3										
4										

【引き渡しの留意点】

引き渡しの判断基準や引き渡し手順、連絡方法等を、あらかじめ保護者に周知しておくことが必要。

① 引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、生徒の安全を最優先にするため、以下の点に注意する

- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合（津波警報発表中など）には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや更なる避難行動を促すなどの対応も必要。
- 家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要。

②学校に待機させる場合の留意点

- 大規模な地震では待機が長時間に及び、生徒を待機させる場合には、以下の点に留意する
- 不安を訴える生徒に、心のケアができるよう、スクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。
- 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
- 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

■校外で引き渡す場合の流れ

- ①引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）
- ②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合で、どちらが安全かを判断する。
- ③現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

* 校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく

参考【東日本大震災の事例から】保護者へ引き渡した後、津波で犠牲に・・・

東日本大震災では児童生徒を保護者に引き渡した後に津波被害に遭うケースがありました。岩手、宮城、福島3県で犠牲になった小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒 351 人のうち、引き渡し後に犠牲になったのは 120 人（河北新報社調べ）と 3 分の 1 を占めています。

岩手県気仙沼市立小原木小学校は標高約 45m にあり、児童の多くは海沿いの低地に住んでいる。震災直後、校庭には児童の引き渡しを求めて 20 人以上の保護者が集まっていたが、学校は独自の判断で児童の引き渡しを見合わせた。「高台なので、ここにいたほうが安全」と保護者にも理解を求め、児童らは校庭で待機した。眼下に広がる集落が津波にのみこまれたのはそれから 30 分後だった。

引き渡しのルール		
学校を含む地域の震度	震度 5 弱以上	必要に応じて保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、生徒を学校で保護しておく。
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

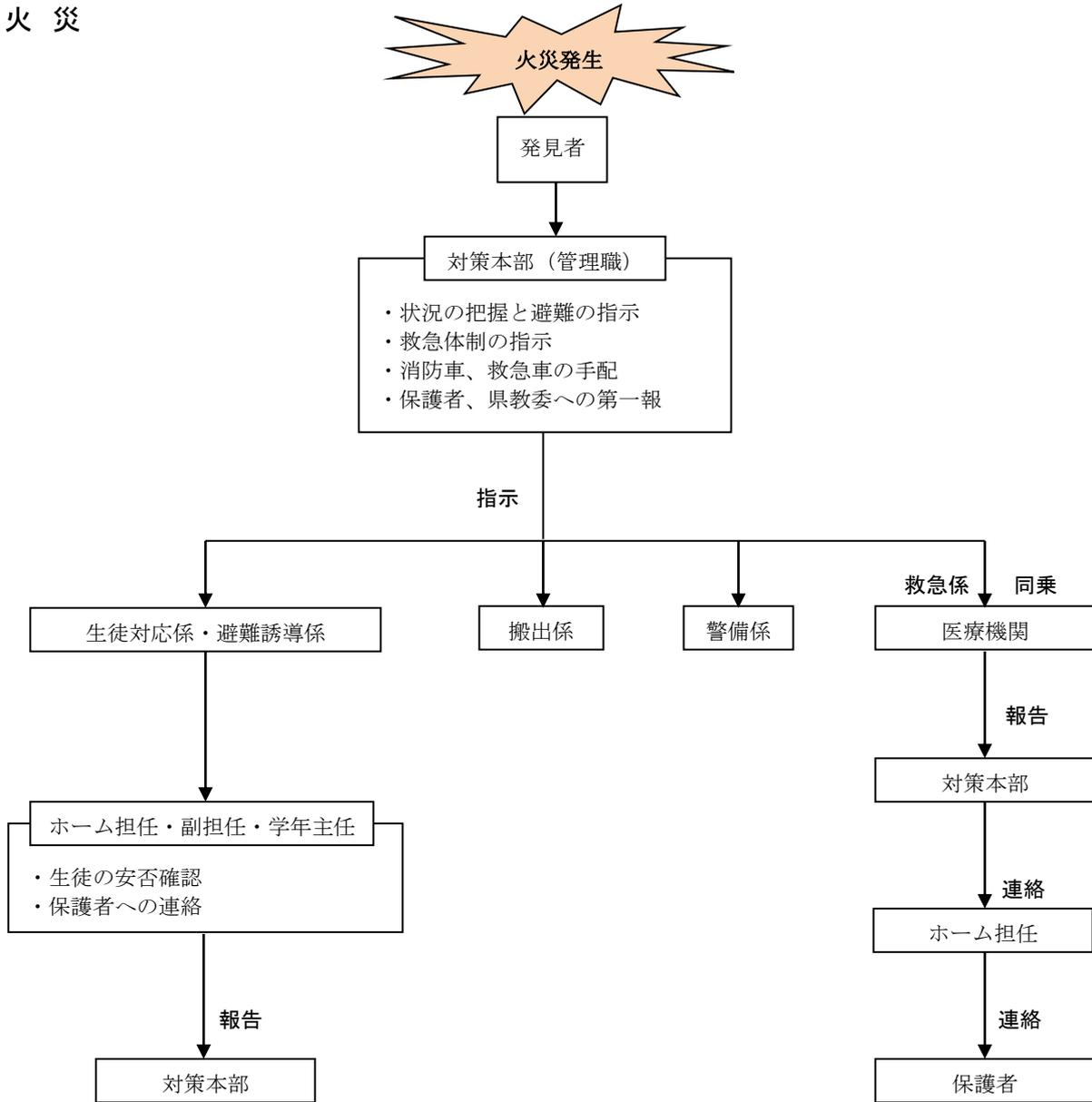
③事故・災害等に関する情報収集

<p>【情報収集手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> * テレビ、ラジオ * 防災行政無線、香美市等の広報車 * 香美市災害情報ウェブサイト (https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/10/saigai-kinkyu.html) * こうち防災情報ウェブサイト (https://kochi-bousai.my.site.com/) * 気象庁ウェブサイト (https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_snow&area_type=class20s&area_code=3921200) * キキクル（危険度分布）（土砂災害、浸水災害、洪水） (https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:hazardmap&land/zoom:9/lat:33.722055/lon:134.052429/colordepth:normal) * 土佐山田地区自主防災組織役員からの情報 * PTA 役員、その他保護者からの情報 * 香美市消防署員からの情報
--

④待機

<p>災害対策本部 (校長・副校長・ 教頭・定時制教 頭・事務長・教務 主任・学校安全担 当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 (第一候補) 中舎2階大会議室 (第二候補) 南舎2階探究ルーム I ※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最優先で最適な場所を選択（地域の避難所として利用する場所は、原則として利用しない） ○一斉すぐーる配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 (学校に危険が迫っていないかを確認) ※①に示す情報収集手段により、継続的に収集 ○教育委員会への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し済みの生徒・待機生徒・教職員の人数（うち負傷者その他の手当・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食糧・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料等の配布（備蓄を活用） ・毛布、その他必要な物資の配布（同上） ・不安を訴える生徒への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等）
ホーム担任	○学級別に生徒の保護
その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

4 火災



- 生徒対応係……………授業教員(冷静、的確な避難誘導)
- 避難誘導係……………授業外教員(要所要所での的確な避難誘導)
- 救急係(生徒サポート部・養護教諭)・・負傷者の救急処置、病院等への連絡と負傷者の移送
- 搬出係(各教科・各部)……………重要物品の点検・管理・搬出
- 警備係(事務部・総務部)……………立ち入り禁止区域の警戒、消防車両、救急車の誘導

5 不審者侵入

(1) 日常管理

① 校門及び校舎入口の管理

a 校門管理

正門	体育館側校門	その他の門
7:00 に開錠、門を開ける 21:45 に施錠（定時制授業あり） 事務室案内表示	7:00 に開錠、門を開ける 21:45 に施錠（定時制授業あり） 事務室への案内表示	東側の通用門は通常は閉め、緊急時の際に使用する

b 校門から校舎入口の管理

正門付近及び体育館側校門	駐車場	その他
・ 正面玄関扉に来校者案内誘導用紙の設置 ・ 体育館側から来校者入口への案内誘導版の設置	教員駐車場・来校者用駐車場などの明示	立ち入り禁止場所へのコーン設置

c 校舎入口の管理

生徒用入口	来校者用入口	その他校舎へ入れる場所
来校者用（事務室等）への案内表示（予定）	事務室で受付する案内表示	関係者以外立ち入り禁止の表示（予定） 事務室への案内表示（予定）

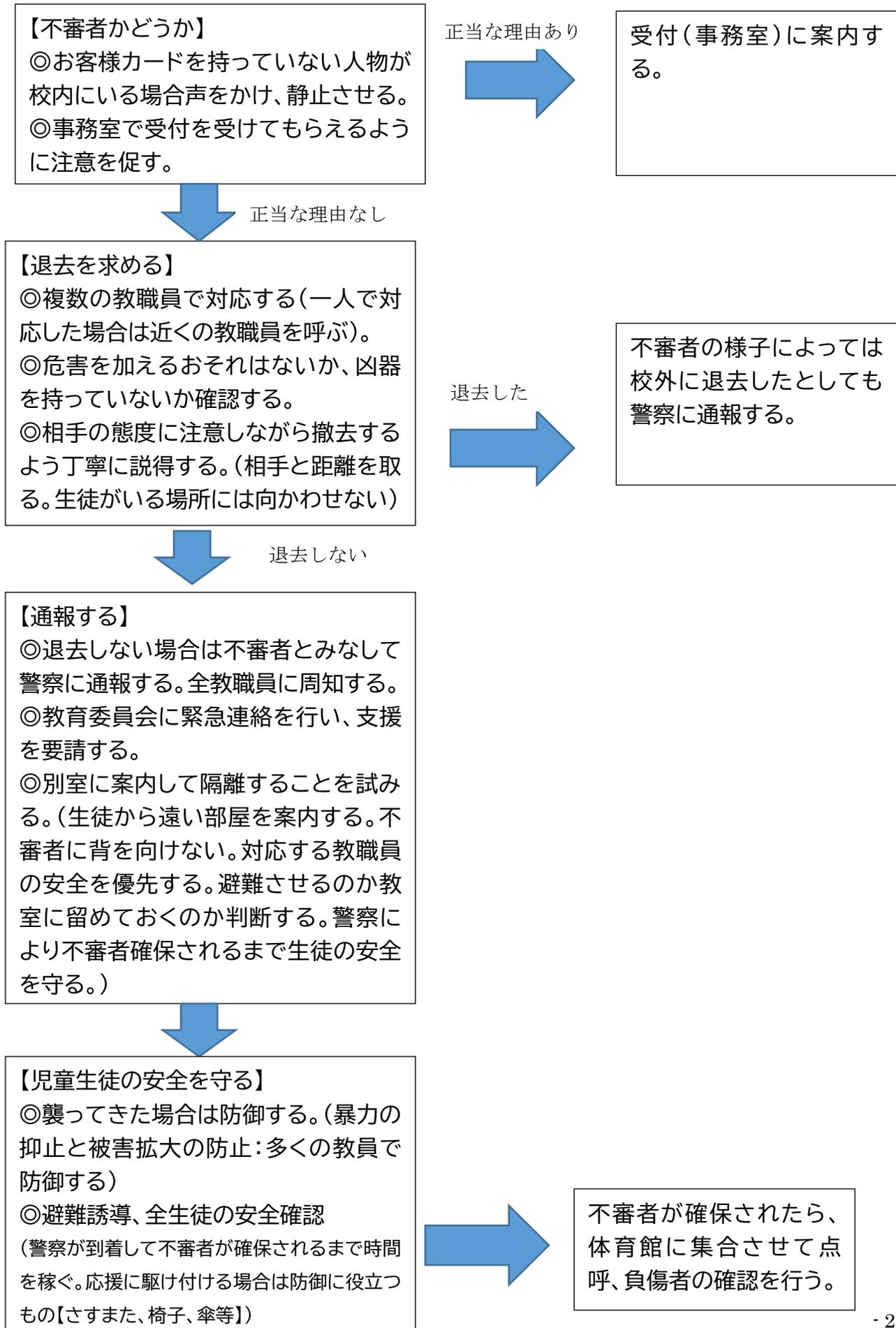
② 来校者の管理

- ・ 一般来校者は事務室で受付のうえ、お客様カードを渡す。
- ・ 保護者の場合、担任が確認する。
- ・ 来校者とすれ違う場合などは挨拶など積極的な声かけをする。

③ 校内の巡視

- ・ 始業前、授業中等に管理職が適宜、巡回を行う。

(2) 緊急時(不審者)対応フロー図



負傷者がいるか

いる

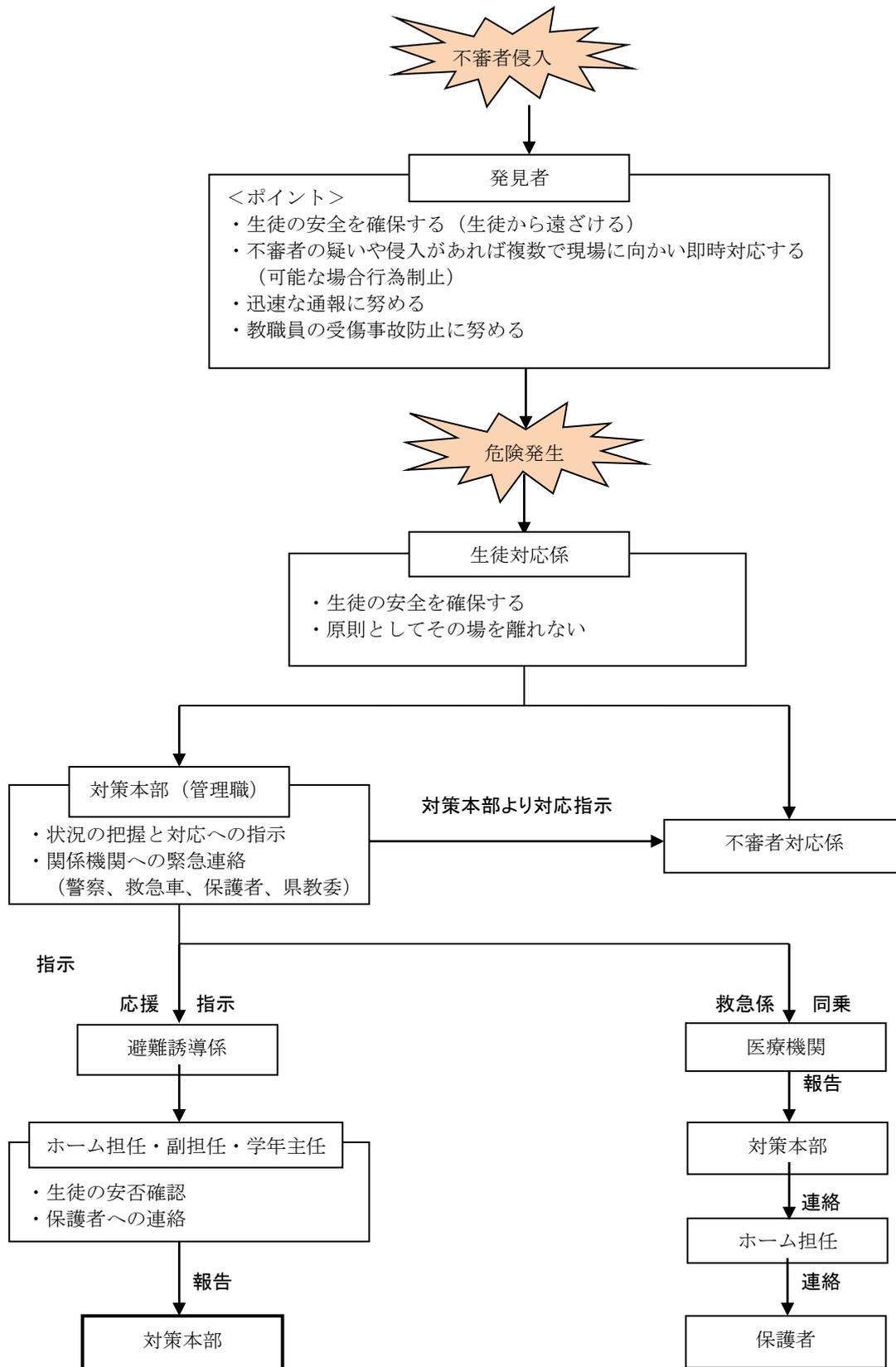
いない

【応急手当の対応】

- ◎救急隊の到着まで応急手当。
- ◎速やかな 119 番通報。
- ◎負傷の程度を的確に救急隊員に伝える。
- ◎救急車には必ず教職員が同乗する。
(救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて、止血、心肺蘇生などの応急手当を行う。)

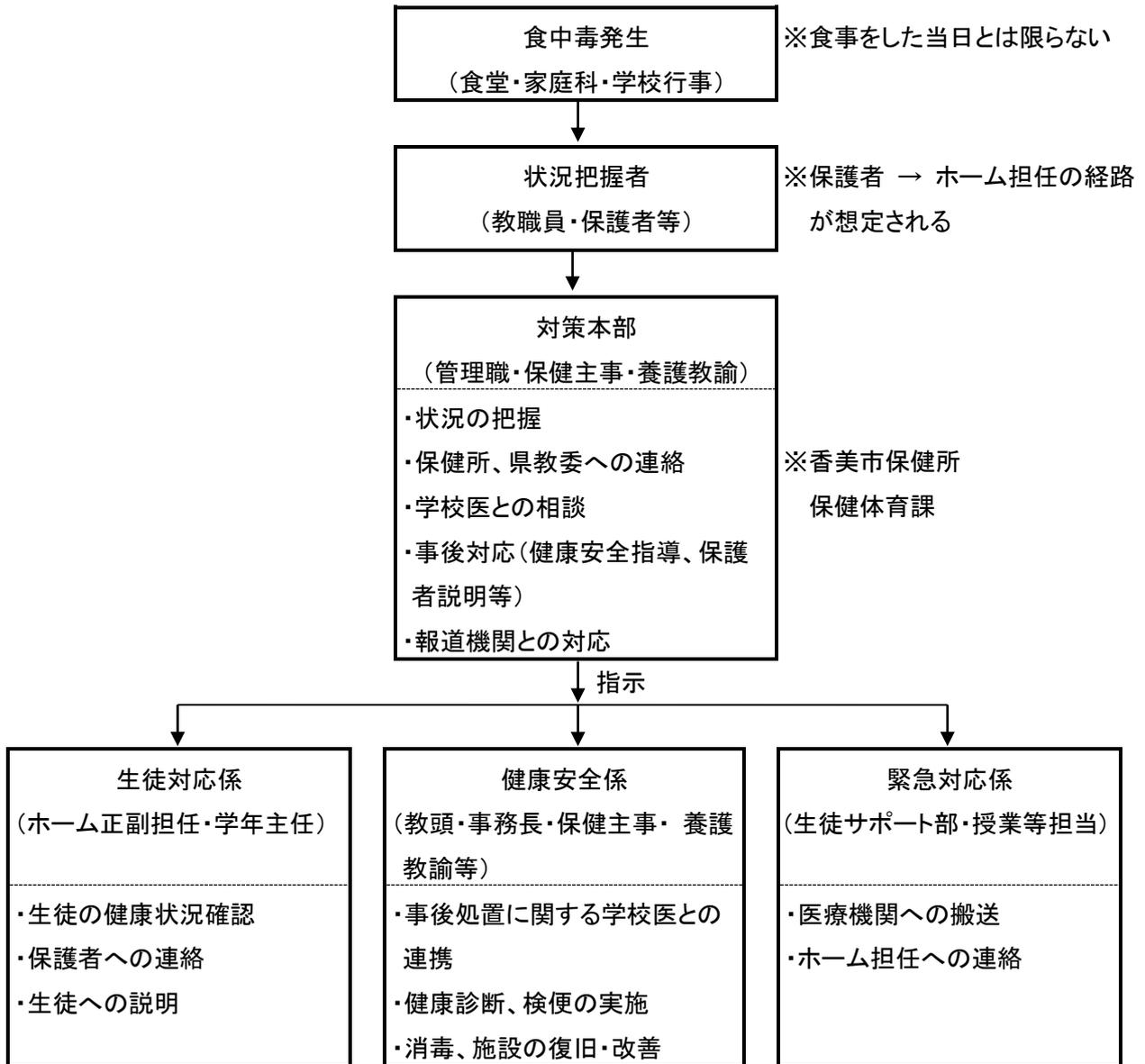
【事後の対応や措置をする】

- ◎対策本部の設置
- ◎情報の収集
- ◎保護者等への説明
- ◎報告書の作成
- ◎心のケア
- ◎学校再開の準備
- ◎災害共済給付等の請求



- 生徒対応係……………授業教員（冷静、的確な避難誘導）
- 避難誘導係……………授業外教員（要所要所での的確な避難誘導）
- 救急係（生徒サポート部・養護教諭）…負傷者の救急処置、病院等への連絡と負傷者の移送

6 食中毒が発生した場合



7 台風・大雨

台風や大雨が発生すると予測された時点で、校長・副校長・教頭で協議し下記の対応を行う。

(1) 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 00 分 ※前日に判断する場合もある ※定時制については、13時 30 分までに判断する	① 波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合。 ② 災害等によりJR等が運休の場合。 ③ 自宅周辺(洪水・土砂災害など)が危険な場合。(災害情報や自己判断による)	休校または自宅待機

(2) 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 00 分 ※前日に判断する場合もある ※定時制については、13時 30 分までに判断する	① 波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合。 ② 災害等によりJR等が運休の場合。 ③ 自宅周辺(洪水・土砂災害など)が危険な場合。(災害情報や自己判断による)	休校または自宅待機

(3) 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動ならびに部活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時 00 分 ※前日に判断する場合もある ※定時制については、13時 30 分までに判断する	① 波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合。 ② 災害等によりJR等が運休の場合。 ③ 自宅周辺(洪水・土砂災害など)が危険な場合。(災害情報や自己判断による)	休講 部活動等、教育活動を中止する

(注)

- ① 居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
- ② 判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
- ③ 対応状況を学校ホームページの「緊急情報を見る」に、午前5時 30 分(定時制にあつては 13 時 30 分)までに掲載するので、確認を行うこと。
- ④ 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。決して無理に参加しないこと。

【教員】

台風及び大雨の影響で特別休暇(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条の2・3項に該当)以外の者は、出勤を原則(通常の休暇は可)とする。

8 新たな危機事象への対応(弾道ミサイル発射に係る対応について)

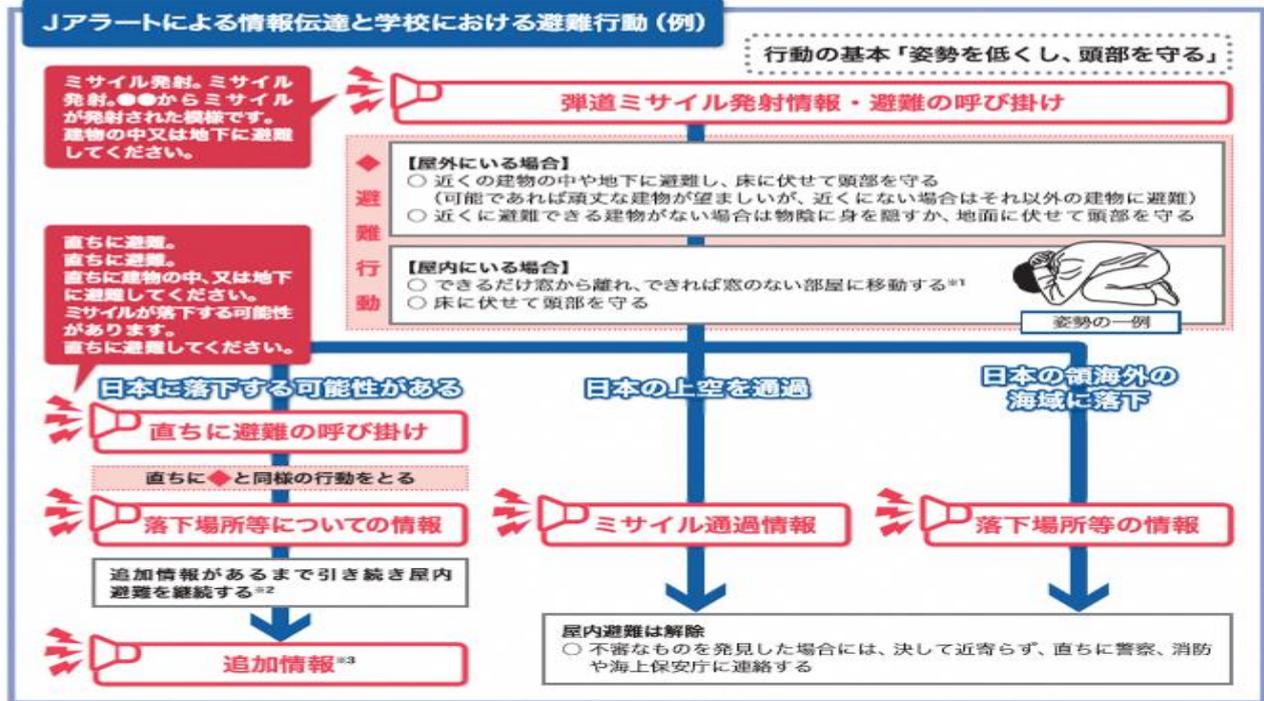
弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報が配信されます。

(1) 下記の図は、国が示す基本的な避難行動を表したものです。

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



(2) 様々な場面での対応

◆学校にいる場合

校舎内の対応	窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、また、机の下に入り頭部を守る。
校舎外の対応	近くの建物の中に避難、もしくは物陰に身を隠すかその場で地面に伏せ頭部を守る。

◆校外活動中の場合

- ・すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難する。
- ・自由行動中など教職員がそばにいない場合は、事前に避難行動や連絡手段について指導する。
- 校外活動を実施するに当たっては、危機事案が発生することを想定し、避難場所等の確認や発生後の対応等、事前の準備をしっかりと行う。(場合によっては下見等も行うこと)

◆登下校中の場合

- ・地震発生と同様、生徒自らの判断で冷静に行動できるよう、事前指導や訓練を行う。
- ・緊急情報に速やかに対応するとともに、周囲の変化(地域住民等)にも気を配り、安全な場所に避難する。

◆自宅等にいる場合

- ・安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。
- ・休校等の情報については、学校ホームページの「緊急情報」に掲載するとともに、クラス担任を中心に生徒の安否確認を行う。

9 熱中症予防

(1) 暑さ指数 (WBGT) の上昇に伴う学校教育活動時の目安

暑さ指数 (WBGT)	警戒等	熱中症予防運動指針
35 以上	熱中症特別警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外や冷房設備のない場所で行う学校行事等は、中止または延期 ・屋外や冷房設備のない体育館等で行う部活動は練習中止 ・次の日、高知県内で大会（屋外競技または冷房設備のない体育館等の屋内競技の大会）が予定されている場合には参加しないこととする。
33 以上	熱中症警戒アラート	<ul style="list-style-type: none"> ・下記に示す（①～⑤及び運動部活動の際には学校の実情に合わせた◆の対策が取れない場合は、運動（野外で行う学校行事を含む）は中止。
31 以上	全ての生活活動で熱中症が起こる危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・運動を行う場合は、適切な熱中症対策を講じること。

(2) 学校体育活動等における熱中症対策

<p>①熱中症指標計を使用し、運動前や運動中に暑さ指数 (WBGT) を計測することにより、熱中症事故の危険度の把握に努め、運動をするかどうか判断する。計測した結果は記録する。</p> <p>②適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整える。</p> <p>③登下校時を含め、生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する。</p> <p>④指導者は、運動前後に生徒等の体調管理を行うこと。</p> <p>⑤救急時の対応についで、生徒等も含めて事前の確認及び備えをしておく。</p> <p>◆施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をする。</p> <p>◆運動中や運動後に体を冷やすため、氷やアイスパック等を活用する。</p> <p>◆教室等を開放し、運動後エアコン等により涼しい環境で過ごしてから帰宅させるなど、学校施設の空調設備を適切に活用する</p>
--

※ 体育の授業の際には、①～⑤の対策を必ず行う。

部活動の際は、①～⑤の対策に合わせて、◆の対策も含め、状況に応じた対策を行う

※ 上記の他、「環境省熱中症予防サイト」の情報も有効に活用する。<http://www.wbgt.env.go.jp>
 それほど気温の高くない (25～30℃) 時期から適切な対策を行う。

10 生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

- ホーム担任：「危機発生時の健康観光様式」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：ホーム担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、ホーム担任まで提出を求める。ホーム担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：ホーム担任から提示された情報、および保健室を訪れる生徒の状況を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：該当生徒等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した生徒には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック	●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷）	●イライラ ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状	●頭痛・腹痛などの身体の痛み 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル	●罪悪感 ●自尊感情の低下
学習	●成績低下	●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある生徒にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う

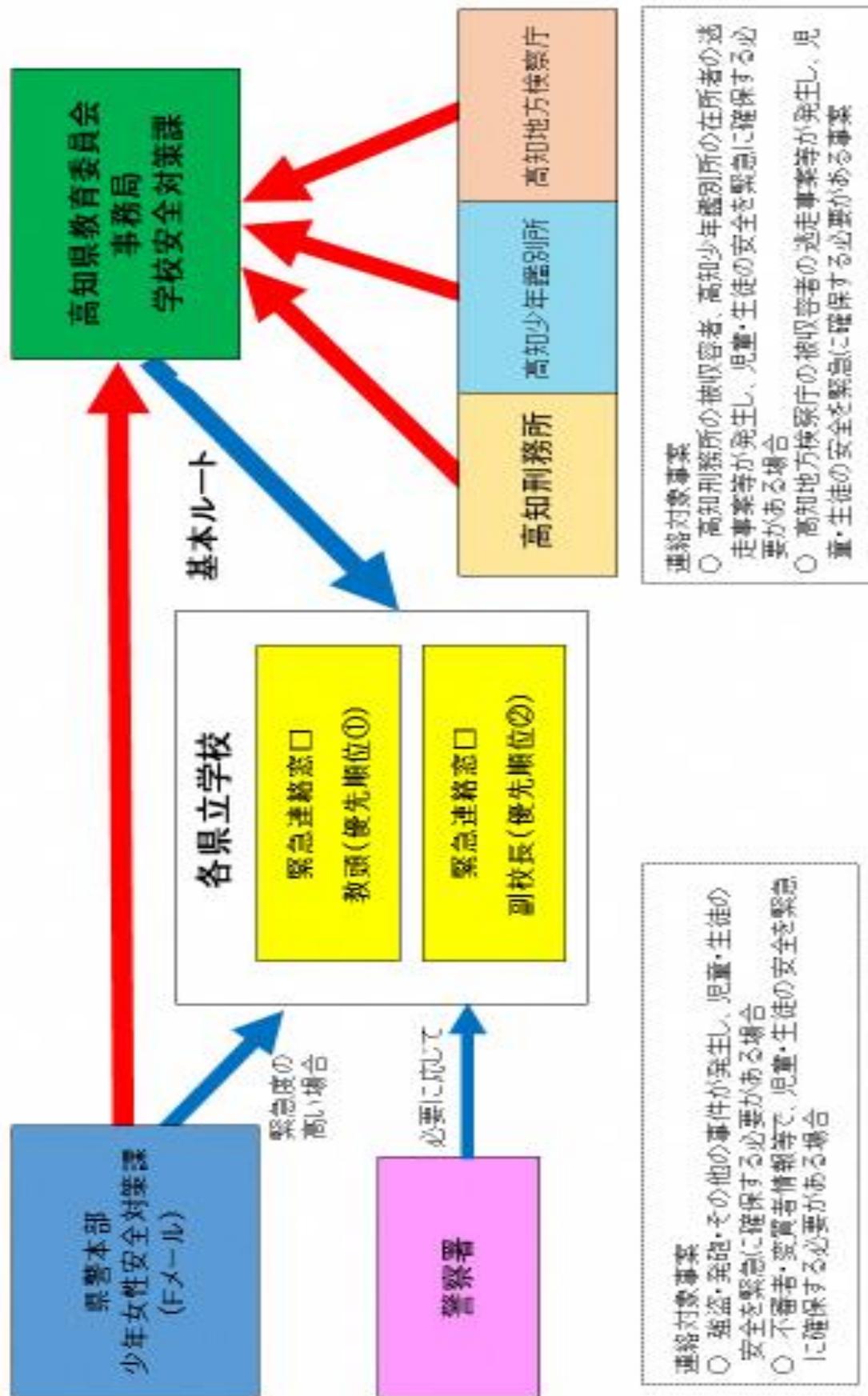
■「大変な出来事の後には、このような状態になる事があるけれど自然なことだよ」などと伝える。

⇒【不安に対して】生徒の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安に生徒が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、生徒の気持ちを根ほり葉ほり聞いたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

⇒【体の反応に対して】体の病気は無いのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、お腹が痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗を拭いたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

⇒【叱らないこと】不安状態である時に、子供は普段できていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対しても叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」など労いの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

夜間・休日等の凶悪事件発生時等における緊急連絡体制



救命処置の手順(心肺蘇生法、AEDを用いた除細動)

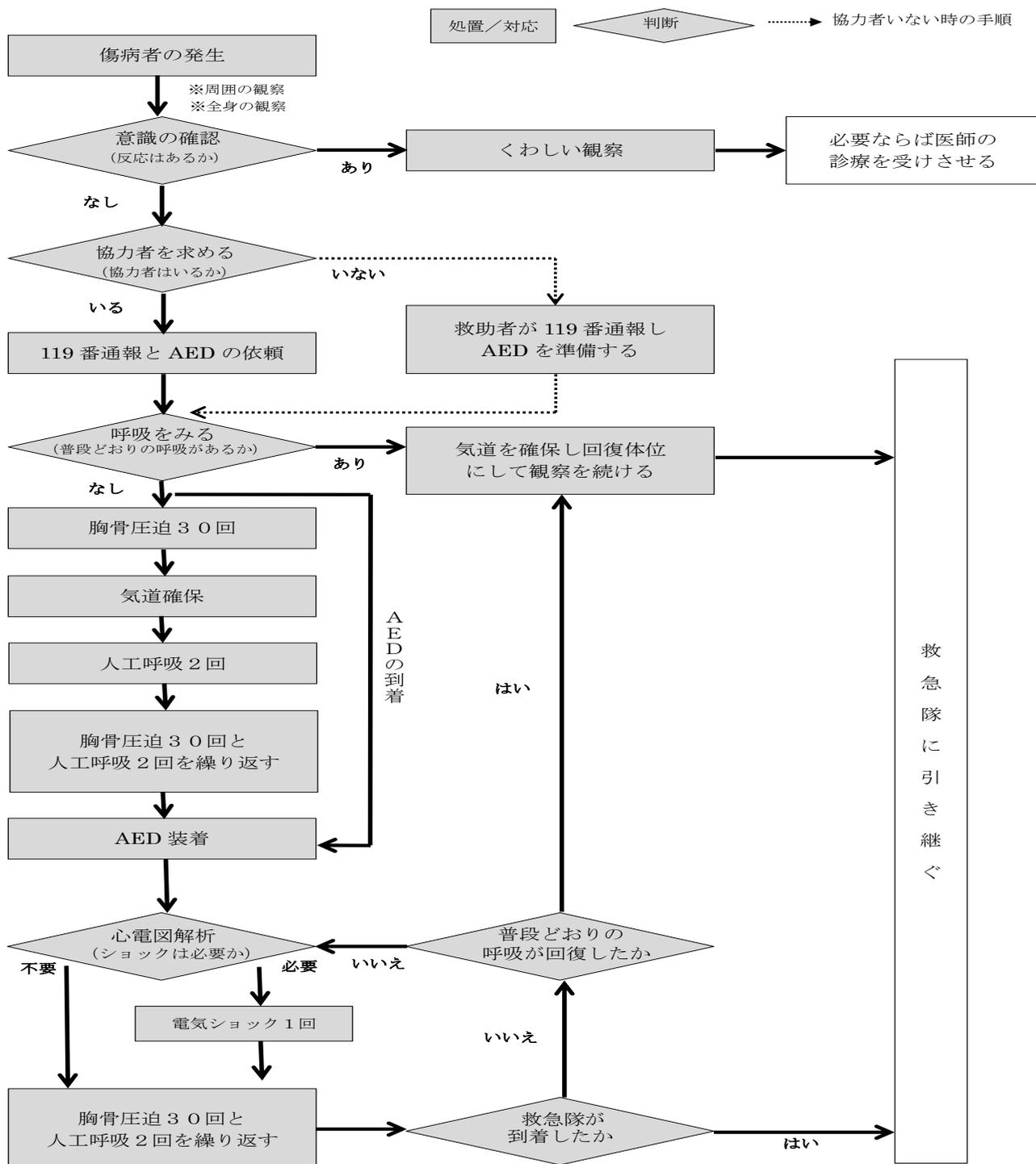
1 迅速な観察と判断

正しい手当を行うためには、くわしい観察によって正しく判断することが必要だが、慎重になりすぎて観察に時間がかかり、119番通報や手当が遅れることがあってはいけない。

2 一次救命処置とは

一次救命処置とは、心肺蘇生法や、AEDを用いた除細動など、心臓や呼吸が停止した傷病者を救命するために実施する緊急処置のことである。

3 手順(成人の場合)



緊急時における備蓄等に関する一覧

品 目	数 量	保 管 先	備 考
AED	3機	体育館入口 1機 全日職員室前 1機 正面玄関 1機	
ヘルメット	100個	事務室 60個 体育館E倉庫 40個	
カップ米(α米) (白飯・五目ご飯)	4122食		賞味期限5年
水	2622本 (2ℓ/本)	北舎1F東倉庫 体育館E倉庫 南舎1F資料室 家庭経営室	5年保存
カセットコンロ	5台	体育館E倉庫	
ガスボンベ	15本	体育館E倉庫	
発電機	1機 (ガスボンベ仕様)	事務室	
トランシーバー	6機	体育教官室 4機 校長室 2機	
便袋	1800枚 (200枚×9箱)	備蓄倉庫	
毛布	540枚 (10枚×54ケース)	備蓄倉庫	
ランタン	42個		



ヘルメット



カップ米



発電機



AED



トランシーバー



水、カセットコンロ、ガスボンベ、ヘルメット



水